

**第73回税理士試験 戸所得税法  
角率 説**

〔第一問〕 — 50点 —

問1

1 概要

上場株式の配当の課税関係を問う問題である。設問ごとに答案用紙が与えられているため、問題文を一度全て読み、各設問ごとに解答すべきことを整理した上で解答してほしい。それぞれの留意点は、次のとおりである。

2 「(1) 配当の支払いを受ける際の課税」

上場株式の配当について、源泉徴収の取扱いが問われているものと想定される。

そのため、解答例のとおり、源泉徴収に関する事項を解答してほしい。

なお、本問においては、居住者Aが大口株主等に該当することも想定されるため、大口株主等に該当する場合の取扱いについても説明する必要がある。

また、非課税制度については考慮する必要はない旨の指示があるものの、特定口座制度についてはそういった指示がない。

よって、特定口座に関する取扱いもできれば簡潔に解答してほしい。

3 「(2) 配当所得の金額の計算」

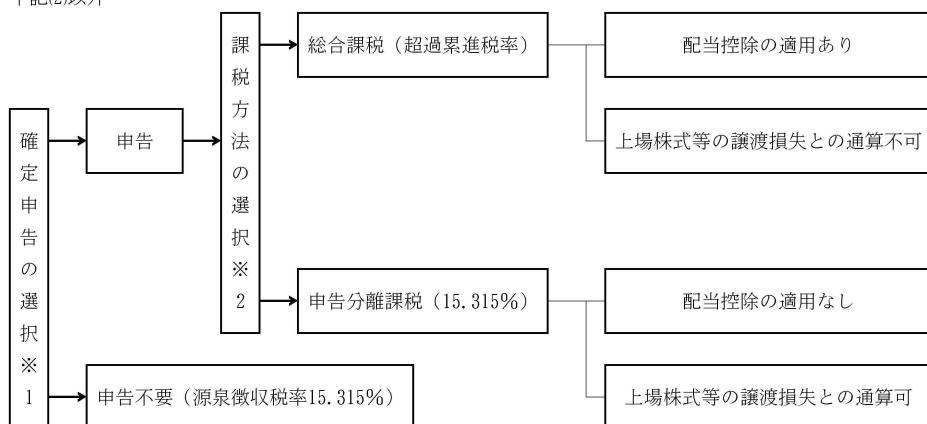
配当所得の金額は、「配当等の収入金額（源泉徴収税額及び特別徴収税額控除前）－株式等を取得するための負債の利子」により計算される。その点を、解答例のとおり解答してほしい。

(注) 配当等の収入金額の説明にあたり、配当所得の意義を説明している場合には、加点項目になると思われる。

4 「(3) 配当所得に関する課税方法」

上場株式の配当の課税方法は、次のとおり整理される。その点を解答例のとおり解答してほしい。

(1) 下記(2)以外

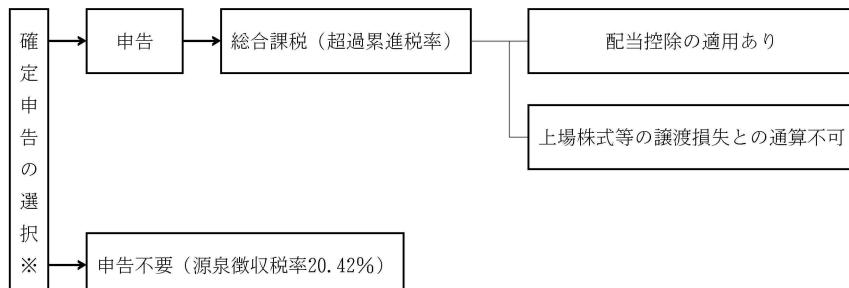


※ 1 1回に支払を受ける配当等の額ごと（源泉徴収選択口座内配当等については、口座ごと）に選択。

※ 2 申告する上場株式等の配当等の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択。

（一部を総合課税、残りを申告分離課税として申告するような選択は不可）

(2) 配当の支払いを受けた者が大口株主等に該当する場合



※ 少額配当のみ申告不要を選択可能。1回に支払を受ける配当等の額ごとに選択。

## 5 「(4) 居住者Aの申告において、上記(3)の課税方法それぞれの場合に適用される主な所得税における制度」

問題文において、「居住者Aの申告において～」とあることから、解答では、申告した場合に適用される主な所得税における制度を課税方法ごとに解答している。

なお、与えられている答案用紙の解答欄が多くはないことから、解答例のとおり制度の概要を答える程度で十分であると思われる。

(注) 各課税方法を選択した場合の主な共通点と相違点

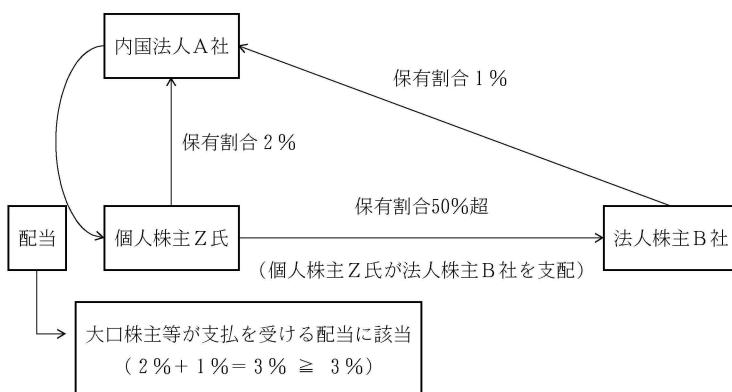
	総合課税	申告分離課税	申告不要
負債の利子の控除	○		×
税率	超過累進税率	所得税等15.315%・住民税5%	
配当控除	○		×
外国税額控除	○		×
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算	×	○	×
合計所得金額	含まれる		含まれない

## 6 参考（大口株主等の判定）

第73回税理士試験は、「令和5年4月7日現在の施行法令等」によって出題されているため関係ないが、大口株主等の判定については、令和5年10月1日以後に支払うべき上場株式等の配当等から改正が行われている。改正前後の内容は、次のとおりであるが、当該改正を意識して、本問は出題されたと思われる。

改正前	改正後
その配当等の支払に係る基準日等において発行済株式等の3%以上の株式等を有する者	その配当等の支払に係る基準日等において発行済株式等の3%以上の株式等を有する者（その配当等の支払を受ける者でその配当等の支払に係る基準日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当することとなる法人と合算して発行済株式等の3%以上の株式等を有することとなる者を含む。）

(注) よって、改正後は、次の個人株主Z氏が内国法人A社から支払いを受ける配当が大口株主等が支払いを受ける配当等に該当することとなる。



## 問2

## 1 概要

各種資産の災害による損失の取扱いを問う問題である。

3種類の資産が示されているため、各資産ごとに損失金額にも触れながら解答例のように解答してほしい。

なお、解答例では、次の点を考慮して純損失の繰越控除・繰戻し還付や、雑損失の繰越控除に関する事項を解答していない。

ただ、解答している場合には、加点項目になると思われる。

- ・ 配点が20点配点と少なく、純損失の繰越控除・繰戻し還付や、雑損失の繰越控除を解答すると配点が不足する。
- ・ 損失金額の計算方法の概要の説明を求められていることから、本年分の取扱いがどうなるかを重視していることが窺える。

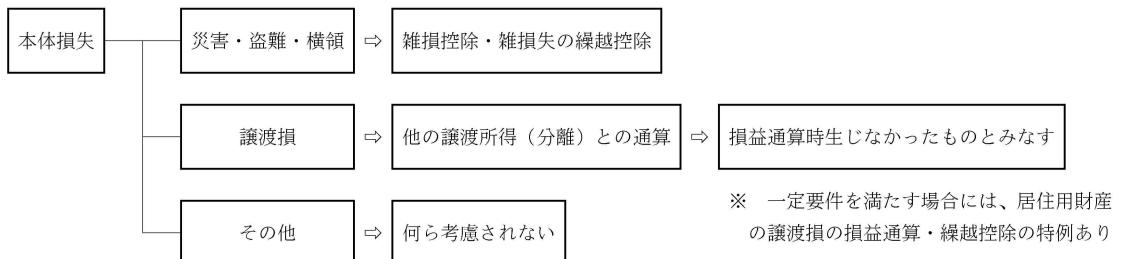
(注) 解答にあたっては、雑損控除について足切額を省略して解答することも考えられる。

しかし、本問では、損失金額の計算方法が問われている点を考慮すると、足切額についても解答した方が好ましいと思われる。

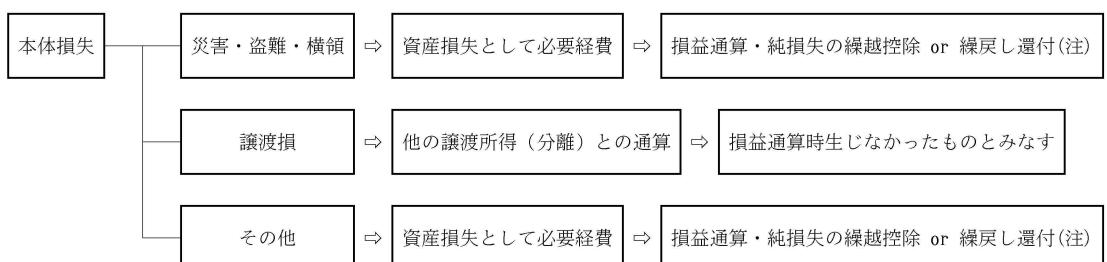
そのため、解答では、雑損控除の足切額についても詳細に解答している。

## 2 資産損失の取扱いの整理

### (1) 居住している不動産

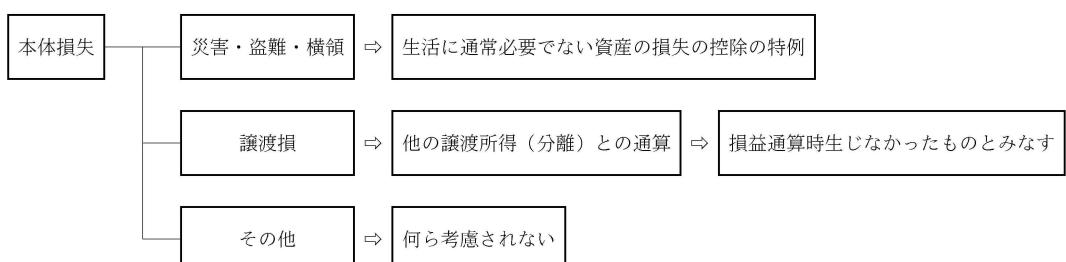


### (2) 事業の用に供している賃貸用不動産



(注) 白色申告者である場合には、純損失の繰戻し還付の適用はなく、また、不動産所得の金額の場合、被災事業用資産の損失に限り、純損失の繰越控除の対象となる。

### (3) 主として保養の目的で所有している不動産（生活に通常必要でない資産）



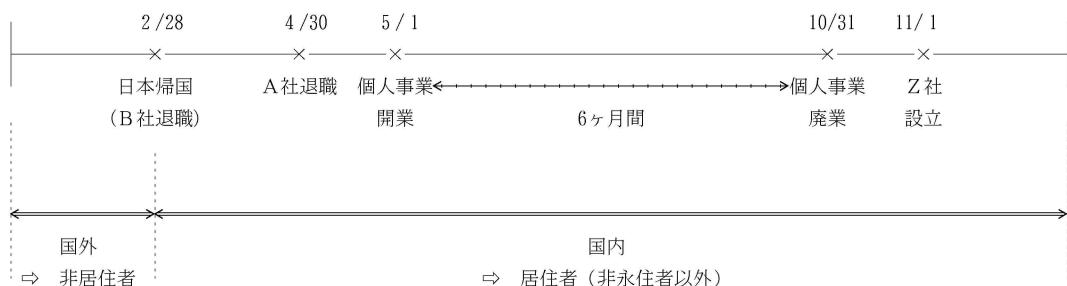
## 〔第二問〕 — 50点 —

### 問

#### 1 時系列の整理

本問においては、本年中の時系列の整理が解答をする上で非常に重要になる。

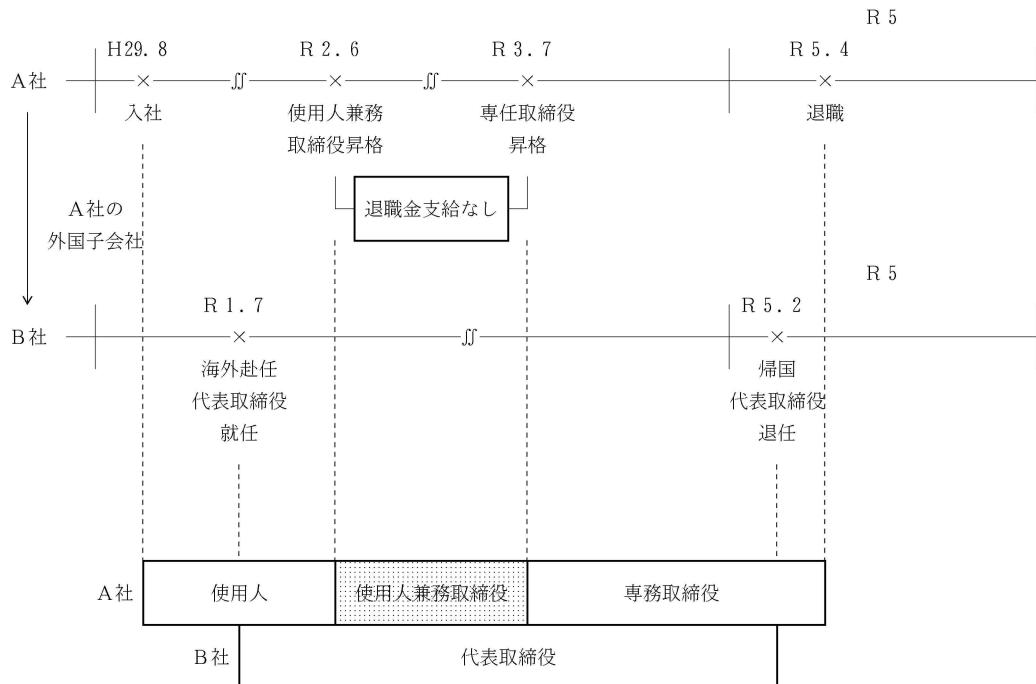
その辺りを整理すると次のとおりとなる。



## 2 退職金に関する事項

## (1) 時系列の整理

次のとおり勤務している。



## (2) A社支払った役員退職金について

B社はA社へ適正な出向負担金を支払っている旨が問題文で示されていることから、退職金についても、B社はA社に適正な出向負担金を支払っていることが想定される。そのため、A社が支払った役員退職金には、B社への出向期間に対応する退職金も含まれていると考えられることもできる。しかし、B社が役員退職金を一切支払わないことも想定されるため、解答では、特にその点の指示がないことを根拠に、B社からの役員退職金がないものとして解答している。

(注) ただし、B社が甲にA社を通じて役員退職金を支給していることも考えられるため、A社及びB社から役員退職金の支給を受けているものとして計算することも別解として認められる。(最終的な退職所得の金額は、どちらであっても同額となる。)

## (3) 特定役員退職手当等の判定

特定役員退職手当等とは、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払をする者からその役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

本問では、次のとおりA社からの役員退職金の役員等勤続年数が5年以下であるため、役員退職金は、特定役員退職手当等に該当することとなる。

$$\Leftrightarrow R 2. 6. 1 \sim R 5. 4. 30 \cdots 2 \text{年} 11 \text{月} \rightarrow 3 \text{年} \leq 5 \text{年}, \text{役員に該当} \therefore \text{特定役員退職手当等に該当}$$

(注) 上記(2)の注意書きのとおり考えた場合、B社が支給したと認められる役員退職金についても役員等勤続年数が5年以下となるため、特定役員退職手当等に該当することとなる。

$$(\Leftrightarrow R 1. 7. 1 \sim R 5. 2. 28 \cdots 3 \text{年} 8 \text{月} \rightarrow 4 \text{年} \leq 5 \text{年}, \text{役員に該当} \therefore \text{特定役員退職手当等に該当})$$

## (4) 短期退職手当等の判定

短期退職手当等とは、退職手当等のうち、退職手当等の支払をする者から短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいう。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって特定役員退職手当等に該当しないものをいう。

なお、この判定をする場合において、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて判定する。

よって、本問におけるA社が支給した従業員勤務期間分の退職金は、短期退職手当等に該当しないこととなる。

(注) 役員等として勤務した期間を含めるのは、全期間が役員等であった者に比して、税負担が多くなることを避けるための措置である。

(5) 退職所得控除額の計算

その年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給される場合は、次の①と②の合計額（下記②の一般退職手当等の収入金額が一般退職所得控除額に満たない場合には、その満たない部分の金額を下記①の特定役員退職手当等の金額から控除（すなわち内部通算）した残額）がその年分の退職所得の金額となる。

① 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額の計算

「特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額」

(注) 特定役員退職所得控除額

(a) 特定役員等（役員等勤続期間が5年以下である者）勤続年数（1年未満の端数は切上）を基礎に、一般退職手当等に係る退職所得控除額と同様に計算する。

(b) 特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している場合

$$40\text{万円} \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20\text{万円} \times \text{重複勤続年数}$$

※ 重複勤続年数

特定役員等勤続と一般勤続期間とが重複している期間の年数（1年未満切上）をいう。

② 一般退職手当等に係る退職所得の金額の計算

（一般退職手当等の収入金額－一般退職所得控除額）×1/2

(注) 一般退職所得控除額

退職所得控除額から特定役員退職所得控除額（上記①の特定役員退職手当等の収入金額が特定役員退職所得控除額に満たない場合には収入金額）を控除した残額をいう。

(注1) 重複勤続年数については、上記(i)の図の網掛け部分のとおり「R 2. 6. 1からR 3. 6. 30」となる。

(注2) 役員退職金がA社及びB社から支給されたと考えた場合の重複期間は「R 1. 7. 1からR 3. 6. 30」となる。

この場合の退職所得の金額の計算過程は、次のとおりである。

i 判定

イ 特定役員退職手当等

- ・ A社 R 2. 6. 1～R 5. 4. 30…2年11月 → 3年 ≤ 5年、役員に該当 ∴ 特定役員退職手当等に該当
- ・ B社 R 1. 7. 1～R 5. 2. 28…3年8月 → 4年 ≤ 5年、役員に該当 ∴ 特定役員退職手当等に該当

ロ 短期退職手当等

H29. 8. 1～R 5. 4. 30 ∴ 5年9月 → 6年 > 5年 ∴ 短期退職手当等に非該当（一般退職手当等に該当）

ii 特定役員退職手当等に係る退職所得の金額

$$7,000,000 - 1,200,000 = 5,800,000$$

$$\text{※ } 400,000 \times (4\text{年} * 1 - 2\text{年} * 2) + 200,000 \times 2\text{年} * 2 = 1,200,000$$

\* 1 R 1. 7. 1～R 5. 4. 30…3年10月 → 4年、\* 2 重複期間 R 1. 7. 1～R 3. 6. 30 ∴ 2年

iii 一般退職手当等に係る退職所得の金額

$$1,000,000 - 1,200,000 = \triangle 200,000$$

$$\text{※ } 400,000 \times 6\text{年} * 1 - 1,200,000 = 1,200,000$$

\* H29. 8. 1～R 5. 4. 30…5年9月 → 6年

iv 退職所得の金額

$$\text{ii} + \text{iii} = 5,600,000$$

(6) 源泉徴収税額

退職所得の受給に関する申告書を提出していないため「役員退職金 × 20.42%」が源泉徴収税額となる。

3 ストックオプションに関する事項

新株予約権の課税関係は、次のとおり整理される。本問は、下記の網掛け部分の取扱いを受けることとなる。

譲渡制限	新株予約権の発行状況	権利付与時	権利行使時	株式譲渡時	株式譲渡時の取得費
譲渡制限等なし	無償・有利発行 or 役務提供等の対価	○	—	○	新株予約権の取得価額（付与時の時価）+権利行使時の払込金額 等
	有償 (株主等に平等に与えられた場合を含む。)	—	—	○	新株予約権の取得価額+権利行使時の払込金額 等

譲渡制限	新株予約権の発行状況	権利付与時	権利行使時	株式譲渡時	株式譲渡時の取得費
譲渡制限等あり	無償・有利発行 or 役務提供等の対価	税制非適格 S O	×	○	権利行使時の株式等の価額
		税制適格 S O	×	×	新株予約権の取得価額（無償 ⇒ 0円）
	有償 (株主等に平等に与えられた場合を含む。)		—	—	新株予約権の取得価額 + 権利行使時の払込金額 等

- (1) 譲渡制限が付されている場合には、新株予約権を譲渡して所得を実現させることができないため、権利付与時に課税関係は生じない。
- (2) 有償で取得した新株予約権は、適正な時価で購入していることから、経済的利益が発生せず、権利付与時に課税関係は生じない。
- (3) 権利行使時に経済的利益を認識する新株予約権は、令84③、109①一において、譲渡制限等があり、かつ、無償・有利発行又は役務提供等の対価とされるもので、税制適格 S O に該当しないものに限られている。そのため、その他のものは、権利行使時に経済的利益を認識しない。

(注) 課税される経済的利益の価額

- ① 譲渡制限等なし（無償・有利発行 or 役務提供等の対価）の権利付与時  
⇒ 付与時の新株予約権の価額相当額
- ② 譲渡制限等あり（無償・有利発行 or 役務提供等の対価・税制非適格 S O）の権利行使時  
⇒ 権利行使時の株式等の価額 - (新株予約権の取得価額 + 権利行使時の払込金額等)

#### 4 個人事業に関する事項

##### (1) 前提事項

次の点を解答するにあたり、確認すること。

- ① 青色申告者であること。  
(注) 甲は、1月16日以後に新たに業務を開始しているため、その業務を開始した日から2月以内が青色申告承認申請書の提出期限となる。本問では、当該提出期限内に青色申告承認申請書を提出しており、本年12月31日までに承認又は却下の処分を受けていないため、本年12月31日に青色申告の承認がされたものとみなされる。
- ② 棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法、器具備品の減価償却方法は、定額法によること。  
(注) 甲は、棚卸資産の評価方法及び器具備品の減価償却方法について、所轄税務署長に対して届出をしていないため、法定評価方法又は法定償却方法を選定したものとみなされる。
- ③ 開業年、かつ、廃業年であること。  
(注) 開業日は、本年5月1日、廃業日は、本年10月31日となる。
- ④ 法人成りによる廃業であるため、資産の承継等に関する処理が必要となること。  
(注) 資産の承継等に関する処理の概要は、次のとおりである。

資産の区分	所得区分	総収入金額又は収入金額算入額		備考
		一般の場合	譲渡対価	
棚卸資産	事業所得	低額譲渡の場合	販売価額の70/100相当額	低額譲渡の判定は70/100 低額譲渡は個々で判定
		一般の場合	譲渡対価	低額譲渡の判定は70/100 低額譲渡は個々で判定
少額減価償却資産(※) 一括償却資産(※)	事業所得	低額譲渡の場合	売買価額	低額譲渡の判定は70/100 低額譲渡は個々で判定
		一般の場合	譲渡対価	低額譲渡の判定は1/2 低額譲渡は合計で判定
譲渡所得の基団となる資産等	譲渡所得	低額譲渡の場合	時価	
		簿価相当額での譲渡の場合には、課税関係なし		
債権・債務				

(※) 業務の性質上基本的に重要なものは、反復継続して譲渡するものを除き、譲渡所得となる。

##### (2) 売上高

###### ① 概要（基通36-8）

請負業務による収入金額の計上時期については、物の引渡しを要する請負契約にあってはその目的物の全部を完成して相手方に引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあってはその約した役務の提供を完了した日による。

ただし、一の契約により多量に請け負った同種の建設工事等についてその引渡量に従い工事代金等を収入する旨の特約若しくは慣習がある場合又は1個の建設工事等についてその完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金等を収入する旨の特約若しくは慣習がある場合にはその引き渡した部分に係る収入金額については、その特約又は慣習により相手方に引き渡した日による。本問においては、ソフトウエアなどの物の引渡しを要する請負契約であるかどうかが不明確であるが、問題文に請負契約が完了しているか否かの指示があることから、当該請負契約の完了を基準として収入金額の計上時期を判断する。

## ② C社売上

本年10月31日に請負業務が完了していないが、収受した着手金が、請負業務を中途解約しても返還しない定めとなっていることから、甲において着手金は、収受したときに権利確定したものと考えられる。

よって、着手金が甲の本年分の事業所得の総収入金額に算入される。

## ③ D社売上

本年10月31日に請負業務が完了しておらず、また、収受した前受金も請負業務が中途解約となると全額返金する定めとなっているため、甲の本年分の事業所得の総収入金額に算入される金額はない。

## ④ E社売上

本年7月31日に請負業務が完了しているため、請負金額の全額が甲の本年分の事業所得の総収入金額に算入される。

## ⑤ F社売上

本年8月31日に請負業務が完了しているため、請負金額の全額が甲の本年分の事業所得の総収入金額に算入される。

なお、本年12月25日に損害賠償金の支払いを行っているが、当該損害賠償金は、事業所得を生ずべき事業を廃止した後において、その事業に係る費用又は損失でその事業を廃止しなかったとしたならばその者のその年分以後の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額であるため、事業廃止後に費用又は損失が生じた場合の特例を適用することができる。この特例は、事業廃止年分（又は事業廃止年分において総収入金額が生じていない場合には、総収入金額があった最近の年分）又はその前年分の所得の金額の計算上一定額を必要経費に算入できる特例である。一定額とは、次に掲げる金額のうち最も低い金額をいう。（解答では、計算過程欄のスペースが少ないため、下記の判定算式を省略して、最も低い金額である必要経費に算入されるべき金額を必要経費算入額としている。）

- (a) 必要経費に算入されるべき金額
- (b) 必要経費に算入されるべき金額が生じた時の直前において確定している事業廃止年分の課税標準の合計額
- (c) 上記(b)の金額の計算の基礎とされる事業所得の金額

## ⑥ G社売上

本年10月31日に請負業務が完了しているため、請負金額の全額が甲の本年分の事業所得の総収入金額に算入される。

## ⑦ 債権に対する貸倒引当金の設定

事業廃止年であるため、貸倒引当金の設定をすることができない。

## (3) 給料賃金

従業員の本年10月16日から10月31までの期間に対する労働は、Z社に対してではなく、甲に対して行われたものである。

よって、Z社が本年11月25日に支給した給料賃金93万円のうち、本年10月16日から10月31までの期間に対する給料賃金48万円は、甲の事業所得の必要経費に算入される。

(注) 甲が負担すべき従業員の給料賃金48万円の取扱いについて

甲が負担すべき従業員の給料賃金48万円をZ社が負担している場合には、Z社から甲への役員給与として取扱われ、給与所得課税が行われる。本問では、甲が従業員の給料賃金48万円を負担しているかどうかが不明確であるが、もし、甲が負担しておらず、役員給与として取扱うことと考えると、当該役員給与に対する源泉徴収税額が不明となり、確定申告の際に精算される源泉徴収税額が計算できないため、解答では、甲が適切に負担している（Z社に甲が48万円を支払っている。）前提で解答を作成している。

## (4) 事務消耗品費

## ① 中小事業者の少額減価償却資産の特例

## (a) 概要

甲は、青色申告者に該当する中小事業者であるため、取得価額30万円未満の減価償却資産（取得価額10万円未満の少額減価償却資産を除く。）については、全額必要経費に算入することができる。

ただし、その年における適用対象資産の合計額が300万円を超えるときは、その取得価額の合計額のうち300万円に達するまでの適用対象資産が特例の対象となる。

なお、この300万円は、1年間当たりの金額であり、業務の用に供した年がその業務を開始した日の属する年又はその業務を廃止した日の属する年である場合には、300万円を12で除し、これにその年において業務を営んでいた期間の月数を乗じて計算した金額が限度額となる。

よって、本問の場合には「 $300\text{万円} \div 12 \times 6\text{月}$ （本年5月1日から本年10月31日） = 150万円」が限度額となる。

## (b) 適用すべき資産の選定

本問では、パソコン並びに給与及び会計ソフトウェアの1台当たりの金額が30万円未満であるため、この特例の適用を受けることが想定される。

ただし、150万円までしか特例の適用を受けることができないため、次に掲げる資産は、この特例の適用を受けない。

## i パソコン 2 台（本年 5 月 1 日取得分）

(注) 本年 5 月 1 日取得分の方が、本年 7 月 1 日取得分及び本年 8 月 10 日取得分よりも減価償却費を多く計上することができ  
事業税の課税見込額を減少させることができることから、この特例の適用を受けないこととしている。

## ii 給与及び会計ソフトウェア

(注) パソコンよりも早期に償却することができ、事業税の課税見込額を減少させることができることから、この特例の適用  
を受けないこととしている。（一括償却資産とすることができる。）

## ② その他の資産の償却費

## (a) 概要

所得税法では、年の中途で譲渡した減価償却資産の償却費の計算について、次のとおり取扱う。（基通49-54）

## (a) 原則

その年12月31日において有していないため、譲渡年分の減価償却費を計上しない。

## (b) 特例

その譲渡の時における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に含めないで、その年分の事業所得の金  
額の計算上必要経費に算入する。

本問では、下記のいずれの資産も乙社に譲渡（現物出資）しているが、譲渡年分の減価償却費を計上した方が事業税の課税  
見込額を減少させることができることから、譲渡年分の減価償却費を計上することとしている。

## (b) パソコン 2 台（本年 5 月 1 日取得分）

平成24年4月1日以後に取得した器具備品であり、減価償却資産の減価償却方法について、選定の届出を行っていないため  
定額法により減価償却費の計算を行う。

なお、減価償却費の計算においては、本年5月10日（事業供用日）から本年10月31日（廃業日）までの減価償却費を計算す  
るため、月数按分に留意すること。

## (c) 事務用機器

平成24年4月1日以後に取得した器具備品であり、減価償却資産の減価償却方法について、選定の届出を行っていないため  
定額法により減価償却費の計算を行う。

なお、減価償却費の計算においては、本年8月10日（事業供用日）から本年10月31日（廃業日）までの減価償却費を計算す  
るため、月数按分に留意すること。

## (d) サーバー

平成24年4月1日以後に取得した器具備品であり、減価償却資産の減価償却方法について、選定の届出を行っていないため  
定額法により減価償却費の計算を行う。

なお、減価償却費の計算においては、本年7月10日（事業供用日）から本年10月31日（廃業日）までの減価償却費を計算す  
るため、月数按分に留意すること。

## (e) 給与及び会計ソフトウェア

取得価額が20万円未満であるため、一括償却資産として償却することができる。

なお、本年分は、事業廃止年であるため1/3均等計上を翌年以降も行うことができないことから、結果として取得価額の全  
額を事業廃止年である本年中に計上することとなる。

## ③ その他の事務消耗品費

事業所得を生ずべき事業の遂行上必要な費用として必要経費に算入される。

## (5) 租税公課

## ① 収入印紙

事業所得を生ずべき事業の遂行上必要な費用として必要経費に算入される。

## ② 事業税の見込控除（基通37-7）

事業税を課税される事業を営む者がその事業を廃止した場合におけるその廃止した年分の所得につき課税される事業税につ  
いては、その事業税の課税見込額をその年分のその事業に係る所得の金額の計算上必要経費に算入することができる。

この場合における事業税の課税見込額は、「問題文に記載された方法により計算した事業税 ÷ (1 + 事業税の税率)」により  
計算される。（事業廃止の特例により必要経費に算入した損害賠償金は、申告時に判明しているため、計算に織り込んでいる。）

## (6) 保険料

小規模企業共済等掛金は、甲の個人事業における損益計算書に保険料として計上されているが、当該金額は、事業所得の必要経  
費に算入することは認められず、所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となる。

なお、保険料のうち、小規模企業共済等掛金以外の金額は、事業所得を生ずべき事業の遂行上必要な費用として必要経費に算入  
される。

(7) その他経費

事業所得を生ずべき事業の遂行上必要な費用として必要経費に算入される。

(8) 棚卸資産のZ社への移転

本年10月31日時点で未完成の請負業務に対する仕掛経費は、仕掛品として棚卸資産に該当する。

当該仕掛品については、事業用資産としてZ社に承継されていると考えることができるため、Z社に贈与したものと考えて、仕入価額（仕掛諸経費の金額）と販売価額の70%相当額のいずれか大きい金額を事業所得の総収入金額に算入する。

(9) 雜収入

① 本年3月の創業コンテストの賞金（業務関連性は無い）

創業コンテストの賞金については、業務関連性がないため、対価性がなければ一時所得、対価性があれば雑所得となる。

本問の場合には、対価性があるか不明確であるが、一般的なコンテストの賞金は、対価性がないものが多いため、解答では、一時所得に区分して計算を行っている。

また、広告宣伝のための賞金に該当する場合には、50万円を超える部分について10.21%の源泉徴収が行われるが、特に広告宣伝のためである旨の指示がないことから、解答では源泉徴収がされていないものとして解答している。

② 本年5月の甲の父からの支援金（業務関連性はなく、返還不要のもの）

贈与により取得した金銭であるため、贈与税の課税対象となる。

よって、所得税では非課税となる。

（注）甲の父は、平成29年3月に死亡しているため、本年5月の甲の父からの支援金は、問題の不備か甲の母の再婚相手のいずれかと推定される。

(10) 青色申告特別控除

青色申告者であるため、青色申告特別控除の適用がある。

なお、甲は、事業所得に関して帳簿書類を備え付けて、その業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しており、本年分の確定申告を確定申告期限までに電子申告により申告しているため、青色申告特別控除額は65万円となる。

また、不動産所得と事業所得の両方を有する場合には、不動産所得の金額からまず控除するが、本問では、不動産所得が生じていないため、事業所得の金額から控除することとなる。

## 5 現物出資に関する事項

(1) 概要

現物出資により資産を譲渡した場合には、通常、現物出資により取得した株式の価額を譲渡対価として譲渡所得の計算を行う。ただし、本問の場合には、自らの金銭も出資しているため、現物出資により取得した株式の価額が明らかでない。

そのため、「資産の出資時の時価=現物出資により取得した株式の価額の推定値」と考えて譲渡所得の計算を行っている。

なお、現物出資した資産の譲渡所得は、土地等建物等や株式等の譲渡による所得ではなく、所有期間が5年以下であるため、総合短期譲渡所得の金額に該当する。

また、総合課税の対象となる譲渡所得の金額であるため、譲渡損益（内部通算及び生活に通常必要でない資産の損失の控除後）から50万円の特別控除を控除する点も留意すること。

(2) パソコン

① パソコン2台（本年5月1日取得分）

譲渡対価と譲渡直前の取得費の差額が譲渡損益となる。

② パソコン6台（本年7月1日及び8月10日取得分）

少額減価償却資産及び一括償却資産は、棚卸資産に準ずる資産に該当するが、中小事業者の少額減価償却資産の特例の適用を受けた資産については、棚卸資産に準ずる資産に該当せず、譲渡所得に区分される。

なお、土地建物等以外の資産（通常、譲渡所得の金額の計算上控除する取得費がないものとされる土地の地表又は地中にある土石等並びに借家権及び漁業権等を除く。）を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上収入金額から控除する取得費については、収入金額の5%相当額を取得費として譲渡所得の金額を計算することが認められているが、本問におけるパソコンは、明らかに取得費が0円であるため、上記下線部の資産と同様、概算取得費を適用することができず、取得費は0円となる。

(3) 事務用機器及びサーバー

簿価により譲渡しているため、譲渡損益が0円となる。

(4) 給与及び会計ソフトウェア

事業所得を生ずべき事業の用に供される一括償却資産の譲渡であるため、その譲渡対価は、通常事業所得の総収入金額に算入される。

ただし、本問における給与及び会計ソフトウェアは、業務の性質上基本的に重要なものに該当し、かつ、反復継続して譲渡するものでもないため、譲渡所得に区分される。

なお、取得費については、上記(2)②と同様の考え方に基づき0円となるため、譲渡対価の額が譲渡損益となる。

## 6 給与に関する事項

## (1) A社

## ① 本年1月分から2月分

非居住者期間中の役員報酬のため、国内源泉所得に該当する場合には、課税対象となる。

給与が国内源泉所得に該当かどうかは、通常、役務提供地が国内であるかどうかで判定を行うが、役員に該当する場合には役務提供地ではなく、勤務する法人が内国法人か否かで判定を行う。これは、内国法人の役員としての勤務は、使用人の場合と異なり、特殊性があり、単なる物理的な勤務地とは関係ないと考えられるためである。

よって、内国法人であるA社から支払いを受ける役員報酬は、国内源泉所得に該当する。

なお、課税方法は、非居住者期間中の国内源泉所得に該当する役員報酬であるため、20.42%の税率による源泉分離課税が適用される。

(注) A社から支給を受ける役員報酬の中には、B社での勤務に対する役員報酬が含まれている可能性があることも考えられるが当該金額は、国外源泉所得に該当し、課税対象外となることから源泉徴収が行われない。問題文に記載されている役員報酬の金額150万円に対しては、全額20.42%の源泉徴収が行われているため、問題文に記載されている金額は、B社での勤務に対する役員報酬は、含まれていないものとして解答している。

## ② 本年3月分から4月分

居住者期間中の役員報酬のため、国内源泉所得に該当するか否かにかかわらず、課税対象となる。

なお、課税方法は、通常の場合と同様に総合課税となる。

## (2) H社

非居住者期間中の役員報酬のため、国内源泉所得に該当する場合には、課税対象となる。

本問では、H社に関する資料が他にないため、甲がH社にどのような形で勤務されているかが不明確である。

ただ、給料30万円の20.42%が源泉徴収されていることから、国内源泉所得に該当することが窺える。

よって、H社から支払いを受ける役員報酬は、国内源泉所得(20.42%の税率による源泉分離課税)として取扱う。

## (3) Z社

本年中に権利確定する役員報酬はないため、給与所得の収入金額に算入すべき金額はない。

## 7 エンジェル税制に関する事項

租税特別措置法第37条の13に定めるエンジェル税制の要件を満たすI社(特定中小会社)の株式を払込みにより取得しているため、特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例の適用がある。当該特例は、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、控除対象特定株式(本年12月31日現在有している特定株式)の取得に要した金額の合計額(この規定の適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度とする。)を控除する特例である。

よって、払い込んだ700万円をA社株式の譲渡益から控除して上場株式等に係る譲渡所得等の金額を計算することとなる。

## 8 ドル建定期預金の利子に関する事項

外貨建取引を行った時における為替相場による円換算は、原則として、その取引日における対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)の仲値(TTM)による。

ただし、利子所得の換算に適用される為替レートは、その取引日における対顧客直物電信買相場(TTB)とすることができる。

よって、本年7月1日のTTB(133円)により500ドルを換算することとなる。(別解としてTTMによるものと考えられる。)

なお、本問における利子は、米国金融機関のドル建定期預金であるため、国外払いのものであることから源泉徴収が行われていない。そのため、源泉分離課税を適用することができず、総合課税の対象となるため、留意すること。

(注1) 満期が到来しているため、為替差損益を認識することも想定されるが、本問においては、円転等した旨の指示がなく、また、元本に関する資料がないため、為替差損益は、認識しない。

(注2) 問題の指示により考慮しないが、利子に対して外国税が課されている場合には、外国税額控除の適用がある。

## 9 自宅の譲渡に関する事項

## (1) 総収入金額の計算

与えられている売却価額が総収入金額となる。

## (2) 取得費の計算

## ① 概要

本年11月15日に売却した自宅は、平成29年4月の取得の際に租税特別措置法第36条の2(特定の居住用財産の買換えの特例)の要件を満たして取得したものであるため、買換資産の取得価額に留意する必要がある。

本問の場合には、譲渡資産の譲渡対価よりも買換資産の取得価額が上回るため、次の算式により計算する。

$$\text{買換資産の取得価額} = (\text{譲渡資産の取得費} + \text{譲渡費用}) + (\text{買換資産の実際の取得価額} - \text{譲渡資産の譲渡対価})$$

(注) 上記算式の譲渡資産の取得費について、本問の場合の建物については、取得価額が不明であるため、概算取得費によることができる。

なお、概算取得費は、譲渡対価の5%であるため、譲渡がなかったものとされる以上、適用できないことも想定されるが、平成14年2月14日に東京国税局課税総括課長が回答した文書回答事例（居住用財産の買換えの特例の適用を受けて取得した買換資産を譲渡した場合の取得価額の計算について）において、概算取得費を適用することができる旨の記載があるため、譲渡資産である建物の譲渡価額である505万円の5%を基礎として買換資産の取得価額を計算する。

## ② 減価の額

上記①で計算した買換資産の取得価額のうち、建物に対応する部分については、取得時から譲渡時までの減価の額を計算する必要がある。

よって、上記①で計算した買換資産の取得価額を買換資産の建物と土地の実際の取得価額の比率で按分して建物に対応する部分を求めた上で、当該金額を基礎に次の算式により減価の額を計算すること。

$$\boxed{\text{減価の額}} = \boxed{\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{旧定額法償却率 (注1)} \times \text{経過年数 (注2)}}$$

(注1) 同種の減価償却資産の耐用年数×1.5=適用耐用年数（1年末満の端数切捨）

(注2) 経過年数は、非業務用期間の年数であるが、6月末満の端数は、切り捨て、6月以上の端数は、切り上げる。

## ④ 譲渡費用の計算

仲介手数料及び契約印紙代が譲渡費用に該当する。

## ⑤ 譲渡所得の特例の適用関係

### ① 区分

租税特別措置法第36条の2（特定の居住用財産の買換えの特例）の要件を満たして取得したものであっても、取得時期については、譲渡資産の取得時期を承継せず、実際の取得日を取得時期とする。

よって、自宅の所有期間の判定は「平成29年4月から本年1月1日」となり、長期譲渡所得の金額に区分されることとなる。

### ② 居住用財産の特例

居住用財産を譲渡しているため、3,000万円の特別控除の適用がある。

なお、譲渡年1月1日において、所有期間が上記①のとおり10年を超えていないため、軽減税率の適用がない。

また、居住の用に供する買換資産を取得していないため、居住用財産の買換えの特例の適用はない。

## 10 医療費に関する事項

### (1) 甲の医療費

非居住者期間中に支出した医療費は、医療費控除の対象とならないが、居住者期間中に支出した医療費は、医療費控除の対象となる。

よって、本年2月までの医療費は、医療費控除の対象とならず、本年3月以降の医療費が医療費控除の対象となる。

### (2) 甲の配偶者の本年10月の出産費用

居住者期間中に支出した生計を一にする配偶者の医療費であるため、医療費控除の対象となる。

なお、出産育児一時金は、出産費用を補填するために支給を受けた金額であるため、本年分の医療費控除額の計算上、出産費用から控除する。

(注) 保険金、損害賠償金等の控除の取扱いは、対応する医療費から控除し、控除しきれない部分の金額は、他の医療費から控除する必要はない。（個別対応）

よって、差額2万円については、本年分の医療費控除額の計算上、他の医療費から控除する必要はない。

### (3) 甲の配偶者が妊娠と診断されてからの本年3月以降の定期健診費用

居住者期間中に支出した生計を一にする配偶者の医療費であるため、医療費控除の対象となる。

### (4) 甲の配偶者の実家（日本）で出産するために帰省する交通費

居住者期間中に支出しているものの、通院費用及び入退院の交通費に該当しないため、医療費控除の対象とならない。

### (5) 甲の長男の発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするための歯列矯正のための本年6月の治療費

居住者期間中に支出した生計を一にする甲の長男の医療費であるため、医療費控除の対象となる。

(注) 歯列矯正については、「身体の構造又は機能の欠陥を是正するため」であれば医療費控除の対象となる。

本問では、発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするために歯列矯正が行われている旨の指示があることから、医療費控除の対象となる。

## 11 社会保険料に関する事項

### (1) A社から支給を受けた役員報酬から天引きされた健康保険料及び厚生年金保険料

非居住者期間中に天引きされた健康保険料及び厚生年金保険料は、社会保険料控除の対象とならないが、居住者期間中に天引きされた健康保険料及び厚生年金保険料は、社会保険料控除の対象となる。

(2) 甲が支払った甲の国民健康保険料・甲及び甲の配偶者の国民年金保険料

甲の国民健康保険料及び国民年金保険料並びに生計を一にする甲の配偶者の国民年金保険料を甲が支払っているため、甲の社会保険料控除の対象となる。

12 小規模企業共済等掛金控除

甲の個人事業における損益計算書に保険料として計上されているが、当該金額は、事業所得の必要経費に算入することは認められず、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

なお、居住者期間中に支出したものであるため、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

また、1年分を支払っているが、年払いの契約のため、支払期日が到来していることから、支払った金額の全額を所得控除することができる点に留意すること。

13 生命保険料控除に関する事項

非居住者期間中に支出した生命保険料は、生命保険料控除の対象とならないが、居住者期間中に支出した生命保険料は、生命保険料控除の対象となる。

よって、本年2月までに支払った金額は、生命保険料控除の対象とならない。

また、本問では、旧一般分と新一般分の両方が生じているため、解答例のとおり、計算方法に留意すること。

14 人的控除等に関する事項

(1) 配偶者控除及び配偶者特別控除

甲の合計所得金額が1,000万円を超えるため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用はない。

(2) 扶養控除

甲の長男及び甲の次男は、年齢が16歳未満であるため、控除対象扶養親族に該当せず、扶養控除の適用はない。

(3) 基礎控除

甲の合計所得金額が2,500万円を超えるため、基礎控除の適用はない。